

第1号議案

件名	教育委員会規則で定める様式用の紙規格に関する規則の一部改正について
提案理由	工業標準化法の一部改正に伴い、教育委員会規則で定める様式用の紙規格に関する規則について、所要の改正を行うものである。

教育委員会規則で定める様式用の紙規格に関する規則の一部改正について
令和元(2019)年6月4日 教育委員会事務局総務課

1 改正の趣旨

工業標準化法の一部改正に伴い、教育委員会規則で定める様式用の紙規格に関する規則について、所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

工業標準化法の一部改正により、日本の工業製品に関する規格等について定めた国家規格（JIS）の名称が「日本工業規格」から「日本産業規格」に改められることに伴い、教育委員会規則で定める様式用の紙規格について、現在の日本工業規格A4から日本産業規格A4に名称を改正するものである。

3 施行期日

令和元(2019)年7月1日

○教育委員会規則で定める様式の用紙規格に関する規則の一部改正

栃木県教育委員会規則第 号

教育委員会規則で定める様式の用紙規格に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年六月 日

栃木県教育委員会教育長 荒 川 政 利

教育委員会規則で定める様式の用紙規格に関する規則の一部を改正する規則

教育委員会規則で定める様式の用紙規格に関する規則（平成六年栃木県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>1 教育委員会規則で定める様式の用紙規格は、<u>日本産業規格A4</u>とする。ただし、教育委員会、教育長並びに教育委員会事務局の職員及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員（以下この項において「教育委員会等」という。）以外のものが作成すべき帳簿、台帳等の書類（教育委員会等に提出すべきものを除く。）の様式の用紙規格については、この限りではない。</p> <p>2 略</p>	<p>1 教育委員会規則で定める様式の用紙規格は、<u>日本工業規格A4</u>とする。ただし、教育委員会、教育長並びに教育委員会事務局の職員及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員（以下この項において「教育委員会等」という。）以外のものが作成すべき帳簿、台帳等の書類（教育委員会等に提出すべきものを除く。）の様式の用紙規格については、この限りではない。</p> <p>2 略</p>

附 則

この規則は、令和元年七月一日から施行する。

（総務課）